

平成27年 2月13日（金曜日）

南三陸町東日本大震災対策特別委員会会議録



復興市街地整備課長

沼澤 広信 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長

芳 賀 俊 幸

主幹兼総務係長  
兼議事調査係長

三 浦 勝 美

午後2時52分 開会

○委員長（山内孝樹君） 本会議終了、また全員協議会終了後、お疲れのところご苦労さまでございます。

ただいまより東日本大震災対策特別委員会を開催するわけでありますが、その前に、けさほどの行政報告に添付してありました県からの通知の件につきまして、当局から改めて補足説明等がございますので、これを許可しております。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） ただいま委員長から許可をいただきましたので、会議の前にけさの行政報告の中で配付されました知事の通知文の写しの書き出し部分の中で、貴町から震災遺構となり得る施設という表現について、担当者をして県に確認をとりましたので、若干私から報告させていただきます。

まず、一昨年11月22日に、宮城県の有識者会議が設置されました。その席で、被災15市の首長が全員同意したという前提でございます。当町も解体の方針という部分は宮城県も十分存じ上げていたという状況ですが、その会議の中でいろいろご議論するということから、県事業による解体につきましては、一定の結論が出るまで留保するというようになっておりました。

それを受けまして、実際に有識者会議を立ち上げるまでの間に、15の市町に文書によって最終的に意見を聞かれたものがございます。それがただいま写しをお渡しした報告の様式でございます。表面は県からの照会の文、裏面が町からそれに対して回答をしたという内容でございます。大体、県あるいは町でもそうなんですけれども、何らかの会議組織、検討を立ち上げる場合には、さまざまな意見を聞いた上でそういう会議を組織すると、設置するということから、今回このような15の首長さんにいろいろ意見を聞いたということでございます。

この裏面の報告書様式、問いの1番、震災遺構の対象となる、あるいはなると思われる施設はありますかという問いに「ある」という印をつけてございますが、この報告をしたタイミングが県の有識者会議の設立に同意をした後でございますので、その時点ではここに「ない」というような記載の仕方はある程度できないということで、「ある」に丸をしております。ただし、問いの2番以降につきましては、当時解体という方針を表明しておりましたことから、「どちらでもない」ですと、あるいは住民の意識の把握については「していない」とか、あるいは復興事業とのかかわりについて「支障がある」というような回答の仕方をしてございます。

以上のような経過を踏まえまして、今回皆様にお配りした知事の報告書の冒頭の書き出し部分にこういった表現があるのは、一定程度県としては、15の首長さん方が遺構の対象とすると

いうことを了承したものと認識したというようなご回答でございます。それを受けて1年間有識者会議で議論をされたということでございます。

なお、このような書き出しの表現でございますが、これは15市町全て同じ表現にしてあるということで、南三陸町だけがこのように特別な書き方をしているということではないということとを申し添えられております。

以上でございます。

○委員長（山内孝樹君） 当局より説明をしていただきましたが、この件につきましては後ほどあわせてこの委員会の中でご質問を賜りたいと思います。

ただいまより東日本大震災対策特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより東日本大震災対策特別委員会を開催いたします。

傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の特別委員会は、既に町として解体を決定しておる防災対策庁舎について、宮城県の震災遺構有識者会議の答申を踏まえた震災遺構に関する宮城県の考えが正式に町当局に通知されたことから、それらの経緯を調査するために開催するものであります。

早速会議に入りたいと思います。

それでは、防災対策庁舎の解体決定以後の経過についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） それでは、解体決定後からの主な経過という部分につきまして、私から報告をさせていただきます。

25年の9月、まず、記者団に対しまして町長が解体を発表いたしております。復興工事への影響があると、それから財源の問題、この2点が理由でございます。

翌10月でございますが、国が何らかの支援を検討している旨の報道、あるいは大臣のコメントが出されました。町は11月上旬解体を表明しておりましたので、職員及び議員の皆様あるいは関係各位合同で慰霊祭を行ったということでございます。

同じく11月に復興庁が保存支援に対する具体的な内容を発表いたしました。ご存じのとおり、被災市町村に1カ所ずつ遺構を認めましょうと、その遺構の保存に対する費用については国費で措置するというものでございました。

同じく11月ですが、先ほど来申し上げました宮城県の有識者会議が設置されまして、その設置に対して15の市町の首長が同意いたしております。その間1年間、県の有識者のそれぞれの

検討会議が行われてまいりました。

昨年の12月、宮城県の有識者会議の検討の結果がまとまったことから、知事に報告がございました。それを受け、本年1月28日、先ほど配付しておりますとおり、県の報告をしたため、知事が町長に内容につきまして報告をしたという状況でございます。

○委員長（山内孝樹君） 説明が終了いたしましたので、これから質疑に入ります。

これまでの説明に対し、伺いたいことがあれば伺ってください。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 経過についての質疑ということで捉えればいいのかと思いますので、私がこの場にいる、いない、いたとき、いないときというのは余り関係ないのかなと思うんですけども、大体今ご説明いただいた内容、報道等で町民もしくは国民に広く発表されている内容ですので、自分の記憶と大きく違いはないのかなと思います。

これについて、これはどういうことだったんですかということの一つ一つ聞くというよりは、大きい転換期があったんだろうというふうに推測します。平成25年の9月に解体を発表して、その前には南三陸町の町議会で陳情が提出されて、それについての採択があったということも承知しておりますけれども、その後に復興庁であるとか、宮城県が震災遺構、防災対策庁舎に限らず宮城県内の震災遺構に関しての会議を、もしくは何らかの意見をこちら側に提案してきたり、もしくは有識者会議を立ち上げてということがあったんだろうというふうに思います。ですので、解体の決定をしたときと復興庁もしくは県の提案があった後の現在というのは状況が変化しているというふうには思うんですけども、町長、この辺はどのようにお考えですか。

○委員長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど企画課長から答弁がありましたように、経緯、経過等の説明がございました。解体、当時につきまして、私は2つ挙げました。いわゆる財源の問題、それから復興事業の問題、この2点について復興事業の妨げということで解体せざるを得ないという判断をさせていただきましたが、環境が変わったかといえば、その1カ月余り後に、復興庁が1町につき1つの震災遺構の財源について面倒を見るといいますか、そういうふうな財源の問題について、ある意味環境が変わったといえば環境が変わったと言えるかと思います。

○委員長（山内孝樹君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 それは結構重要な認識かなというふうに思います。この場で申し上げておきたいことがあるんですけども、このような形で申し上げていいのかどうかというのは、委員長、何かございましたらとめていただいていた方がいいんですけども、町民が選択したんだという事

実が防災対策庁舎の今後に関してはとても大切なんだろうというふうに思うんです。今現在は町の土地に建っている町の建物であって、先ほど本会議でも休憩中ですが、最終的な決定権は町長にあるんだろうという認識を示していただきました。であるならば、そこに至るかどうかという決断をするかという場合に、多くの町民の例えば声を聞くなり、違う意見があるのであればそれをテーブルの上に並べて、我々が、町民一人一人がそれについて深く考えて、あの建物というものは一体この町にとって何なのかということ考えた結果を一人一人が表明するような、またはお互いにどういう考えを持っているのかという話を聞き合うような場所ということを用意する、これは必要なことなんだろうなというふうに私は思っております。

質疑という形ですので、そういった場所、現実にも今まで震災からもうすぐ4年になりますけれども、町内でそういう場所がつけられたことがあったかどうかということについて伺いたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分、後藤議員もご承知だと思いますが、この問題について広く町民の皆さんの意見を聞く場を設けたかということですが、残念ながらこの施設についていろんなデリケートな問題を抱えておりましたので、町民の皆さんの広く意見を聞くという場を設けなかったということは議員ご承知のとおりだというふうに思います。

○委員長（山内孝樹君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 であれば、私としては、県であるとか復興庁であるとかが防災対策庁舎を、先ほどの報告を見ますと、南三陸町に対しては防災対策庁舎と名指しで、この施設をこういうふうにしたかどうかという提案がありますので、このタイミングでそういう場を新たにであるとか、みんなで考えていく必要があるのではないかなと思います。終わります。

○委員長（山内孝樹君） ほかに。ございませんか。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 4番小野寺です。

私も前議員と同じように、もう4年になるといえばなりますけれども、まだまだ復興の工事が進んでいる中で、拙速にこの結論を出していいものかとそういう思いはあります。そして、県からのこの通知によりますと、今後20年間県に預けてくれというお話ですが、20年というのは私としてはちょっと長過ぎるのではないかと、もし県の申し入れを受けるにしても長過ぎるのではないかと、もっと早い時点でこのもやもやを解決していければいいのかなと思いますので、その辺の今後の詰めが必要なのではないかと思いますけれどもいかがでしょうか。

○委員長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 年数がということについて、私、コメントすることはなかなかできませんが、基本的に今回この問題につきまして、1月28日に村井知事から南三陸町にこの問題を投げかけられたわけでございますので、その問題にどう対処するのかということについてはこれから、先ほど行政報告の際にもお話をさせていただきましたが、役場内でその辺の検討をしてみたいということでお話をさせていただきましたので、そういった考えの中でこれから進めていきたいと思っております。

○委員長（山内孝樹君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 今、役場の中で検討というお話でしたけれども、先ほど1番委員からありましたように、広い町民の意見を聞く場所というのが必要なのではないかと思いますけれども、その辺の考えはどうでしょうか。

○委員長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 現時点として、具体的にどういう形の中で持つかということは決めてございませんので、そういった今ご意見も踏まえて役場の中で決めていきたいと思っております。

○委員長（山内孝樹君） よろしいですか。ほかに。三浦清人委員。

○三浦清人委員 順を追ってですね。けさほど行政報告の中で、県知事が公文書、通知を持ってきたと、1月28日に。そのときの前段の部分で、貴町から震災遺構となり得る施設として挙げられたと、南三陸町防災対策庁舎と。一体、これは何かと。町からは何も県に出しているものはない、ないと、3回言っているんですね。そうしたら、今これ、皆さんに配付されていた。報告書式ということですが、県からの調査票。これ、出しているんでしょう。これに基づいてこの文言なんです。だから、何かないのかと言ったら、ありません、ありませんと。あったでしょう。だから、何かあったら出してくださいと私は言ったんですよね。そうしたら、ない、ないと。私の隣の方も2回聞いた。ないです、ないですと。私も再確認したら、ないですと。そうしたら、これがあった。何ですか、これ。

そこで、この調査なんですけれども、問い1、先ほど企画課長から、震災遺構の対象となる、あるいは思われる施設はありますか、南三陸町さん、という質問に対して、「ある」と。では、その「ある」という施設名は何ですかと言ったら、南三陸町防災対策庁舎と書いて出しているんですね。これが25年の11月、回答はいつやったんですか、これは12月5日までですかね。先ほどの順を追っての課長のお話だと、記者団に25年の9月に解体するという発表をなされた。11月に慰霊祭、そこでも解体するということを話された。これはもうその後ですよ、11月28日付で来て、12月5日の報告ですから。皆さんの前では、町民の前では解体する、



記者団の前では解体すると。しかし、県からこういった文書が来たのには、震災遺構の対象となる、思われる施設は南三陸町防災対策庁舎だと。どういうこと、意味がわからない。これは施設はありますか、「ある」のほうに丸はいいんです。なぜここが南三陸町防災対策庁舎になっているんですかということ、そこがわからない。その辺の説明をしてください。

○委員長（山内孝樹君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 冒頭、企画課長から県とのこのメールによる文書のやりとりについて説明がございましたけれども、今改めて三浦委員からご質問がございましたのでお話をさせていただきますけれども、お手元に震災遺構、この照会をされた県からの文書も一緒に配付されていると思うんですけれども、ここの留意事項、ちょっと2番目をごらんいただきたいと思うんですけれども、先ほどのこれまでの経過の説明の中で、11月22日に有識者会議設置に係る15市町の首長会議がございました。その席上で、知事から南三陸町における防災対策庁舎の解体の意思決定がなされていることは十分承知の上で、有識者会議を設置して県内全体の震災遺構について検討したいので、解体の保留をお願いしたいというお願いがございまして、町長はそこで、有識者会議の検討の間は解体を保留することについて了解したということについてはご理解いただいていると思うんですけれども、この日にちをごらんいただきたいんですけれども、その上で県が15市町に対して、有識者会議を開催するに当たって、それぞれの市町に震災遺構と思われるような施設があるのかなのかということの再調査をされたわけでございまして、ここの留意事項2番、平成25年11月22日開催、沿岸15市町長会議で了承された震災遺構保存に関する検討の進め方を踏まえてご回答願いたいということは、当然、南三陸町の部分についても、町の意向とは別に、この有識者会議で防災対策庁舎を遺構の一つとして検討することに了解をしたということをお前提にこの調査にお答えいただきたいということでございますので、今度はこの報告書裏面でございまして、震災遺構の対象となる、あるいは、と思われる施設はありますか、当然「ある」というように書くのが普通だろうというように思います。

ここだけ見ると、ちょっとどうなんだというご意見ですけれども、この下、ぜひ続けてごらんいただきたいんですけれども、問い2、1で「ある」と答えた場合お尋ねいたします。決定している、遺構として保存することについて決定している、検討している、ここはもう既にこの段階で南三陸町としては遺構として保存することについては、解体をするという決定でございまして、この設問に対しては、「解体を含む」という「どちらでもない」というところに丸をするのが正しい回答の仕方だと。

3番はこのとおりなので、4番をぜひごらんいただきたいんですけども、問い2で「3」と回答し、解体する場合の時期と理由についてお尋ねしますと。解体時期、宮城県に解体を依頼しております、解体理由、町の方針として解体を決定したためと。

6について、なぜそういうことなんですかという質問に対して、復興事業とのかかわりについてお尋ねしますと。2番、復興事業との支障があると。このとおり正しく当時の現状を、町としての考え方をこのアンケートでお答えしているということでございますので、ここの問い1の「ある」ということだけの部分をもって、町がさも積極的に県にこれを震災遺構として検討していただきたいという、ここでいう表明をしたとか、そういうことではないということはひとつこ全体を通してご理解をいただきたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 「ある」はいいんです、「ある」は。なぜ、南三陸町防災対策庁舎、施設名、これを明記……、要するに県のほうで指定されてきたんですか。震災遺構として、町はどの部分を有識者会議にかけますかという、指定されてきたわけですか、この防災庁舎。町が出してやったんでしょう、これを見ると。問いかけですよ、問いかけ。

それから、庁舎内での検討委員会がありましたよね、震災遺構、国のほうからの保存について経費を持つということ。それで、震災遺構として庁舎内での検討委員会では、南三陸町防災庁舎は入っていないんですよ。それがなぜここに南三陸町防災対策庁舎を施設名に明記しなくてはならなかったのかということ。県のほうから、この施設についてという問い合わせがあったのかどうか、その辺です。

○委員長（山内孝樹君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） ですから、私、ただいま説明したのは、宮城県からのこの調査の照会の（2）番に、25年11月22日開催の沿岸15市町長会議で了承された震災復興保存に関する検討の進め方を踏まえてご回答願いたいと。要するに、この22日に南三陸町の防災対策庁舎も含めて有識者会議で検討したいという大前提、県の考え方ですよ、ということでございますので、当然ここで震災遺構の対象となる施設はありますか。この段階で、町は解体という意向を表明しながらも、県から有識者会議が検討結果を出すまでの間留保してほしいということを了解したということが前提でございますので、ここに施設名、南三陸町防災対策庁舎ということについては、それはこういう書き方になるというのが通常だというように考えてございます。

○委員長（山内孝樹君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 どう考えても、周りのほうからこういうふうな施設名を明記して、それで検討

してもらったという解釈にしかとられないですね。この2番目を見たって、了承されたということは、震災遺構保存に関する検討の進め方を踏まえて回答願いますと。これは22日、要するに有識者会議、11月ので、この我が町の施設名を明記したから、南三陸町さん、その有識者会議に諮ってもいいですかという問い合わせの文書なのかということ。その辺がちょっと納得できないんですよ。これ、ぱっと見たときに、誰が考えても南三陸町から、町からこの施設名を検討してくれと、有識者会議にかけてくれというような文書にしか理解できないんですね。その辺のところ、ちょっと納得しかねるんです。これは何ぼ語ったって、そっちはそっち、こっちはこっちで平行線みたいな形なんですけどね。

いずれにしても、25年度、この防災庁舎につきましては、町民の方々から3つの陳情書が出されたわけですね。解体、もう一つは保存、じっくり考えて結論を出してくれと、3つ。その結果、本議会では全会一致で解体という結果が出たわけですね。その後、合同慰霊祭等で町長がその式辞の中で、苦渋の決断で解体をする決断をしたと述べられているんですね、式辞の中で、苦渋の決断。そして、解体することを判断したということを書かれておる。知事が来るまで、いろんな特別委員会あるいは議会等々でその決定、町長も解体と表明したものですから、だったらいつ解体するんだと。その解体ということで、早期解体という陳情書でしたから、早期解体を望むということで採択していますのでね。いつやるんだということを書いたら、町長はそのときには、解体の気持ちは変わらないと、いささかの変わりはないと、解体するにはその気持ち、考えは変わりはないということできつとこられた。9月のその発表から、先月の知事さんが来られるまで、1年と4カ月、世の中どのように1年4カ月で変わったかわかりませんが、ずっと解体だということできたわけです。今度はこの知事さんの文書、1月28日に持ってきてから、先ほどの町長の行政報告を見ますと、その知事が来られたことによって町の対応方針を熟慮した上で決定しということを書かれています。何を熟慮するんですか。

○委員長（山内孝樹君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 後段については、上の問いでございますので町長がお答えになりますけれども、前段のこの文書というか、こちらから県に出した報告書の関係でございけません。この議論を今後また続けるということについては、必ずしもよろしくないように思いますので、重ねて申し上げておきますけれども、これは28日の照会でございます。22日に宮城県に15市町の首長が集められまして、知事から県内の震災遺構についてそれぞれ有識者会議を設置して検討したいという旨の了解を取りつけた際に、他の市町については特段の施設を特定

するもののお話はなかったようでございますので、この28日でその情報を集めたということになるわけですが、ご案内のようにこの席上で知事から直接南三陸町については解体を既に決定した防災対策庁舎の解体時期をぜひ有識者会議の検討結果が出るまで留保されたいと、ここは明確に防災対策庁舎という表現の中で町長に対してお話があって、町長はその席上でも町の考え方を述べた経緯があるということについてはご案内のとおりだということに思いますので、そういうことで問いの1には、南三陸町防災対策庁舎が出てくるというのはごく、この調査結果を出す時点での正しい回答だろうということに思っておりますので、ぜひここはご理解をいただいた上で今後の議論を進めていただきたいということに思います。

○委員長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど、後藤委員にもお話をさせていただきましたように、今回といたしますか、解体に至る経緯等については再三にわたってお話をさせていただいております。1月28日に宮城県の考え方というものを正式に町のほうに知事がお持ちになったということです。その中で、我々、全く想定もしておりませんでした、県有化という形の中での申し入れがございました。したがって、先ほどこちらのほうでもお話ししましたが、当初解体理由の大きな理由の一つとして、財政の問題ということでお話をさせていただきましたが、その件について、県として、財政の部分については復興庁の支援をいただいてという形になるかと思っておりますが、そういう決断、考え方というものを町に問いかけられました。したがって、町として問いかけられた、投げかけられたその問題について、町としてどうあるべきかということについて検討させていただく、そういうことでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（山内孝樹君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 この再調査のことについては、副町長、一生懸命ね。なぜ、これをけさ出さなかったの、そこまで言うのであれば。3回質問しているんですよ、何かあったためにこういう文言で来たんでしょうと。先ほども言ったように、隣さん2回、私さらに質問した。何もありません、何もありません、何もありません。これが何もないんですか。責任問題ですよ、これ、あなた方の、言いたくないが。何を隠そうとしているんだ。

先ほどの、町長、あなたはずっと知事が来るまで、解体すると、その気持ちには一切の変わりはないと、ちゃんと1年4カ月やってきた。有識者会議の結果を見て、考えを直すという、変わるということで解釈してよろしいですか。

○委員長（山内孝樹君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 結果として、冒頭けさ、行政報告の中でこういった、町のほうから震災遺構になり得るものがないと、ないといえますか、こちらから県に対して挙げたものはないと。確かに、結果としてこういうのがございました。お話があった後、実は県となぜこういう表現に至ったのかちょっと照会をした際に、実はこのときにこういうメールでの報告をいただいたものを背景にこういう記述になりましたということで、改めてこの文書の確認をいたしました。けさ、町長がお話し申し上げていたとおり、これは正直弁解ではございませんけれども、政策意思決定の文書でございませんので、その時点での町の状況をアンケートといえますか、そういう調査に報告したということで、実は私どものほうにはこれらの文書については上がってきておりませんでして、そういった認識、そういったやりとりがあったことについての認識もございませんでした。担当部署での事務処理ということでございましたので、町長からそういう事例はないと、事案はないという回答をさせていただいたところでございまして、ただしそこはどの部署であれ、結果として県とこういう文書があったということは事実でございますので、そのことについてはおわびを申し上げたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） その考え方を変えるとか、変えないとかという問題ではなくて、県有化ということについて町に正式に申し入れがあったと。そのことについて、町としてどう検討するのかということでございますので、その辺はひとつご理解をいただきたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 町長ね、客観的な物の考え方、物事の見方、社会通念上、町長は25年の記者団、あるいは慰霊祭のときには解体ということを発表したんだね。その後、選挙が終わった。たしか慰霊祭は選挙前でしたよね。（「後」の声あり）後、前ですよ。選挙後ですか。慰霊祭、9月ではなかったですか。暑いときでしたよ。（「11月2日です」の声あり）11月2日、そうすると選挙後ですね、11月2日という。9月ではなくて、11月ですか。いずれにしても、ずっと解体をするんだということを皆さんにお話しておったのを、今度は保存という形になった場合に、どのように町民の方々に説明をするのかということですよ、皆さんは、町民の方々は町長は解体するんだということでしたわけですから。それを180度、今度は保存、あるいは県有化ということは保存ということですからね。3つの陳情書、先ほど言いましたけれども、保存、解体、それから拙速に決断しないでよく考えてという3つの陳情書、採択は解体で、あとの2つは保存とじっくり考えろという陳情書、町長も解体ということですよ。その辺のところ、町長、今後の熟慮して県に報告する、その前に町民の方々の理解も得なければならないと思う

んですけれども、その辺どのように。

先ほど来、町民一人一人の考えを聞く場所をつくらなければならない、これから町長も検討していくというお話ですが、町民の声といいますか、町民の要望、希望というのは、陳情とか請願で出てくるわけですね。それを決めるのは議会、議会に来た場合には議会、我々町民の代表で決定するわけですから。そんなことをやっていたら、今から何をやるといったって、いちいち町民の方々からご意見を聞いてやらなければ執行なされないということになってくると、これは大変なことだよ。我々議会は要らない。議員も要らない。何のために我々がいるのか、一人一人に聞くのであればね、そうして決定するのであれば。そういうことになってくると、我々も町民の代表で意思決定をしなければならない立場でありますので、町民の声というものをね。それはそれとして、町長、その辺のところの今後のあなたの町民に何と語って理解を得るおつもりなのかね。180度今度は変わって、保存ということになった場合に、その辺どうですか。

○委員長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 後藤委員にもお話をしましたが、町民の皆さんの意見を聞くどういう場を設ければいいのかということについて検討させていきたいということでお話をさせていただいておりますので、その辺は繰り返しますが、これから町の役場の中で検討させていただく。町民の皆さん全員というのはこれは当然無理でございますので、ただ幅広く町民の皆さんに意見を聞く場所をどのように設けられるのかということについて、これを検討させていただきたいということですので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 佐藤町長、住民への説明、その点について。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 説明ということではないというふうに思います。先ほど来お話ししていただきますように、そういった意見、どういう意見があるのかということをお聞きできる場をどのようにつくれるかということが大事だなということでお話をさせていただいております。

○委員長（山内孝樹君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 町長、町長の発言というのは非常に重いと思うんですよ。お茶飲み話ではないんです。町長はお茶よりもお酒のほうがいいかと思うんですけどもね。酒飲んだ席で、では解体しますよと、次の日酔いさめたら、いや保存すると、そういう問題ではないんですよ。ましてや、公の場ではっきりと解体すると、そしてずっとその考えは堅持すると、解体するという考えを堅持するというところまでも来た。その180度転換するぐらいの理由というものが、やっぱり住民の方々も納得しなければならないのではないか。私なんかは根性悪いから、何

だ、うそ語っていたのか、だましていたのか、ペテン師だと、こう思うわけですよ。今までだまされていたなど。だますよりもだまされたほうが悪いんだと言われればそれまでですけどもね。そういうものではないと思いますよ。町長の発言とかというのは、1年4カ月、どのように時代が変わったかわかりませんが、20年、30年後ならわかりますよ。任期中ですよ、まだ、任期中。ですから、その辺のところをよく考えた上で熟慮をして、判断をしていただきたい。最終決断は町長ですから、町長が最初のとおり解体だと、これはいいんです。ただ、その方向性が違ってきたときに、その前に語った言葉と、それというのは苦渋の決断をしたんですから、苦渋の決断をして判断したんですから、そういったことになると、住民からの信頼というものが薄れてくるわけですよ。そうすると、政治家として、政治に携わる者として政治的責任ということ問われなければならない。住民の真意というものを問いたださなければならないという問題にもなってくるわけですから、その辺のところをどうお考えなのか。

○委員長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 結論がどうこうということではなくてお話をさせていただきますが、しつこく何回も私をお話をさせていただきますが、解体という確かに苦渋の決断でございました。その際、解体の決断に至った理由の多くは、大変一番の大きな理由につきましては、これは数億円とかかるこの初期費用、それから維持費用です。そういう問題はこの小さな町で到底維持できないということが解体に至った私の一番の大きな理由でございます。そこは三浦委員にこれまでも何回となく質問を受けて、このお話は何回となく私、答弁させていただいておりますので、多分三浦委員が一番ご承知だというふうに思います。そういった観点の中で、今、県有化という話になって、さてでは南三陸町としてどうするんだということを改めて今検討しようというお話をさせていただきますので、そこはひとつご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（山内孝樹君） よろしいですか。ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今野です。

私も、震災遺構について伺いたいと思います。

まず最初に、震災遺構の保存の意義について、私、実は、その当時というか、今回の件もそうなんですけれども、選挙、受かったり落ちたり、あと大きな選挙に挑戦したりでその場になかったものでちょっと確認したいんですけれども、そこで、宮城県の震災遺構保存の意義ということで、私も数日調べていたんですけれども、簡単にこういったことになっているみたい

1つは鎮魂という思いで、震災遺構は被災時の状況や人々の体験、記憶など、それぞれがさまざまな背景を持っており、震災遺構に対して人々が抱く思いもさまざまである。犠牲となられた人々を悼む気持ちや悲劇を繰り返さない、震災の記憶を風化させないという思いは多くの人々に共通であると思われ、震災遺構が祈りの場となっていくこともあるということを書いていました。そこで、震災で失われた人命の尊さ、被害を最小限に食いとめる努力、復旧・復興に向かう姿勢など、見る人がそれぞれ震災について考え、長く記憶にとどめ続けることは鎮魂につながるという思いでした。

2番目の災害文化の伝承ということも意義の中の一つとして挙げています。大津波による被災の痕跡が形あるものとして残されることで、津波の大きさ、破壊力が強く印象づけられ、長く伝えていくものとなり得る。震災遺構は津波の恐ろしさを伝え、類似災害への対処のすべを地域において日常的に思い起こし、語り継ぐことを促す役割があると、このように2番目で言っています。

最後、3番目なんですけれども、地域を超えたメッセージ性と次世代への継承ということを役割として挙げています。震災の経験や教訓は、被災地だけでなくほかの地域の人々にも広く共有され、後世に継承されることが重要とあります。震災の被災状況等を目に見える形で残すことで、津波の破壊力と防災・減災対策の重要性の教訓を発信し、強く唱えかけることができるとあります。そこで、震災遺構には、被災地以外の地域や次世代の人々も含めた幅広い対象に、震災の脅威や教訓を伝え、防災・減災意識の醸成を促す役割があると、このようにうたっていました。

そこで、ここから質問なんですけれども、防災庁舎の保存、解体に関しては、ここで二、三伺いたいんですけれども、南三陸町として必ず震災遺構を残さなければいけないのか、そのような取り決めが法律、その他何かで縛りみたいなのがあるのかどうか伺いたいと思います。

2点目は、震災遺構にかかわらず、防災庁舎の保存、解体にもかかわらず、それらにかわるものとして新たに、午前中の質問でもしたんですけれども、今回の中橋のような施設を防災庁舎のその存在意義をしのぐといたら失礼なのかもしれませんけれども、そういった施設等も検討できないのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 初めの1点目で、法律の縛り等でございますが、正確に調べたわけではありませんが、恐らく制約はないと思います。あくまで町として遺構物をつくるのか、残すのかという主体性が町にあるんだろうというふうに思っております。



それから、それ以外で何か物なりあるいは場所なり、そういったもので、今野委員が言っている鎮魂メッセージ、伝承、そういったことを住民にしっかりと伝えるという手法については、何らかの形でやはりこの町の中にはあるべきだろうと思いますし、また子供たちに防災教育というような形で何らかの手当てをするということは必要であると思いますが、午前中、プロジェクトチームの検討の案件についてお話ししたとおりでございますので、それらも踏まえて庁舎内でこれから議論してまいりたいと、こう考えております。

○委員長（山内孝樹君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 庁舎の制約はないということでわかりました。

そこで、2点目のあれなんですけれども、たしか震災遺構に関しては、庁舎内での検討委員会というのがあったんですけれども、そちらの動きというか、今回のこの発表に関して、どのような形で進んでいたとか、いるのか、簡単に確認させていただきたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 庁舎内の検討委員会につきましては、昨年の末で活動を終了してございます。町長に報告した8つの内容について、一通り説明をいたしております。

なお、年を越えてからは特別活動はしておりません。ただ、報告を受けた内容について、担当課レベルで今少しずつ中身を分析しながら、今後の例えばいろいろなものを残すにしても、使える財源、制度、そういったものがあるのかどうかも含めて検討しているという状況で、プロジェクトとしての団体的な活動は今はありません。

○委員長（山内孝樹君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 そのプロジェクトの報告は、町長の耳には当然入っているとは思いますが、たしか庁舎内での検討委員会の中には、防災庁舎はその対象には入っていないということでしたが、今回その報告によって、この防災庁舎の保存、解体への考えというんですか、何らかの影響があったかどうか伺って質問とさせていただきます。

○委員長（山内孝樹君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） チームの中で防災対策庁舎に対して踏み込んだ議論があったかどうかということなんですけれども……町長に対する報告の中でということですか。

○委員長（山内孝樹君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 質問があれば、報告、たしか検討委員会の中の施設の8つでしたっけ、中には庁舎は入っていないということでしたよね。そこで、入っていないんですけども、震災遺構に対してそのプロジェクトの報告を町長は聞いて、どのような感想といたら変なんですけれ

ども、思いを持ったかということだけ伺って質問とさせていただきます。

○委員長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町の所有物ということでの保存でしたらば、真摯にいろいろ検討していただきましたので、そこはそれとして本当によくやったなというふうな思いがあるんですが、しかしながら町所有物でないものがございます。例えばJRの駅とか、ございますので、それは町としてどうこうできる話でもございませんので、そこは対外的な部分もございますので、それを震災遺構として残すかどうかというのは、これは相手方もございますので、その辺は非常になかなか難しい部分がございます。

率直な感想でそういうことでしたが、ある意味、1カ所、いわゆる戸倉中学校も震災遺構の一つということで挙がっておりまして、戸倉中学校、行ってみてわかるとおり、はるか向こうの海です。あの場所、あの1階まで津波が上がってきたという、あそこの場所に行くと、今回の東日本大震災がまさしく本当に想像できない津波、波が押し寄せたということが本当に一目瞭然でわかる場所ということですので、そういった意味においては、戸倉中学校、これからも利活用をいろいろ考えていかなければなりません、あそこの場所というのが、非常に震災遺構として非常に有意義な場所かなと、そんな感想を持っております。

○委員長（山内孝樹君） そのほか質疑はありませんか。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 いろいろ質問が出まして、重複する部分が多いわけではありますが、その中で一点だけ町長に確認をしておきたいなと思うことは、解体の理由として財源、それから復興事業の妨げ、これを挙げているわけでありまして。たしか、遺族への配慮といたしますか、その部分もあつたかと思いますがね。現段階で、この理由はクリアできているとお思いですか。

○委員長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、ご遺族の皆さん方のお話も出ましたが、ずっと私が前からお話ししていますように、ご遺族の皆さんで解体を望むご遺族の皆さんもいらっしゃいます。それから、何回も言いますが、保存を望むご遺族の皆さんもいらっしゃいますので、なかなかここは非常に難しい問題だということは、ずっと私、この問題を言っていました。今、かさ上げの問題、それから財源の問題ということですので、これがクリアになったかということになりますと、そうは現時点として私は考えてございませんが、いずれ、ただ財源の問題については、何回も繰り返しますが、そういう環境としては変わってきたというふうな認識をしております。

○委員長（山内孝樹君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 先ほど同僚議員に答弁がありました。環境は変わってきたと。しかし、それがすべてクリアになったのかといいますと、財源についても初期費用であって、あるいは県が今提案していることは20年ですよ、最長で。ということは、例えばそれが仮に保存になったという場合に、町に返ってくれば、その後の維持管理費は町が出さなければならないということになりますと、これはクリアにはならないのかなと、私はそう思っているんです。

それから、大変、今遺族の方々の話も出ましたが、一番苦しんだといいますか、苦渋の選択をした町長が一番恐らく苦労したのかなと。これは町民の皆さんも恐らくご承知のことだと思いますよ。その苦渋の決断をした後に、どんな権限があるのか知らないけれども、県が待ったをかけた。わかりやすく言えば、待ったをかけた。そのとき、町長はどう思ったんですかね。最初は、県では地方自治体といいますか、その担当町村で決めるべきものだと、遺構については。これはことごとく言ってあるんですよ。それが、今度はそう言いながら、決断させておいて、そして今度は待ったをかける。そのとき町長はどのような気持ちになりましたかね。できれば、私は小心者で気が短いからかっときたとは思いますが、町長はどう思いましたかね。

○委員長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 県の申し入れは保存ということではなくて、この期間に協議をしろということ。したがって、この間に、今、高橋委員がおっしゃったように、財源がでは捻出できるのかと、できないのかということを含めて、それで財源の捻出ができないということになれば解体せざるを得ないだろうということ協議してくださいということですので、そこはひとつご理解をいただきたいと思います。

それから、有識者会議の際に、翌日の新聞、多分ごらんになったかと思いますが、タイトルは、南三陸町長と村井知事対立というタイトルでした。そういう私も対応をさせていただきました。

○委員長（山内孝樹君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 そのタイトルの言葉を聞いて、幾らかは気も緩みましたがね。今後、その熟慮するというような、そういう思いでこれから町内で検討していくということですので、今、町長が答弁したことをよくよく踏まえてこれから検討していただきたいなとそう思います。

○委員長（山内孝樹君） ほかに。阿部 建委員。

○阿部 建委員 いろいろと当局の考え方、議員の皆さんの考え方、じっと黙って聞いていたわ

けですけれども、結論から申しますと、議会の特別委員会で満場一致で解体をするんだというふうに決定したと。そして、町長はいろんな防災庁舎のあれでも、いろんな熟慮に熟慮を重ねて解体を決定しているんだと。今度は熟慮に熟慮を重ねてどうするかを検討するんだというよな、何かあべこべな、議会と当局というのは一体何なんだと。やっぱり、議会が一度、特別委員会で全会一致ですよ、議会の意思は町民の意思ですから、それで採択したと。その採択したものを議長に委員長が報告して、議長は恐らく当局に連絡というか、そういうような内容になっているんだと思います。

そのようなことで、そのような今は状態で、そしてたまたま県では村井知事は非常に遺構としても価値があると。ただ、原爆ドームと比較をするなどということはどうもいかなものかなと。何も志津川に原子爆弾が落ちたわけでもないしね。そのようなことはちょっと、この有識者の皆さんがどんな方かわかりませんが、それと比較してこの庁舎を保存するほうがいいのかと。ただ、保存してくださいと、何も一つも言っていませんから、とにかくこれはある程度最後のほうに既にその解体の方針を決定されているんだと、そのような中で、保存の是非について、ある程度いろいろと一定期間ですか、検討して判断をしてくださいというような文句でないかと思うので、ここで何も、きょう町長がこれを解体するとか解体しないとか、町長も村井知事にもそういうふうに言っているわけですから、何も保存しますよとか、残しますよとか言っているわけでもない、一応解体すると。ただ、県知事の意見を一回で断るわけにもいかなからね。町長は熟慮しますと、考えて検討しますというぐらいのことを言ったんだろうなと。私は、決めたことを決めたようにやるのが、進めるのが首長の責任でもあろうかと思いません。

そして、今、大事なことを前者が言いました。私はこの場で前にも、防災庁舎については維持経費がかかると、保存のための経費がかかるんだと、それから防潮堤の妨害にもなるだろうと、そういうことを言って、そのとおりのことなようなことの中で、町長は解体しますとということを言っていることを町長は忘れたわけでもないと思います。

ただ、変わって聞くのは、経費は県のほうで持つというようなことも出てきていますからね。その辺はあとは議会で決めるものではないから、これは町長が決めることですからね。私は、この特別委員会で余り論じてもいかなものかなと、2回も3回も同じようなことを話し合う必要はないのではないかなと。解体するということになっているんですから、あとは保存するということに町長が決定しても、これは町長の権限ですから、我々がそこで何とも、それはだめだと言う権限は議員にはありませんのでね。私は、解体をするんだらうと、するんでし

ょうなというふうに、私はそういうふうに、余りそんなに厳しく考えていません。そういうふうに考えています。以上です。

とにかく、きょう終わりませんから、きょう結論が出る問題でもないし、町長が言っているとおりの熟慮をして決定するということですからね。私がいろいろ町民の方と会って話し、志津川の地区の方ですけれども、遺族の方ではありませんよ、参考のために申しますが、やはりあれは残しておいたほうがいいよという人は一人もありません、志津川の地区、あの辺の方々も。それだけは言うておきます。あとはどういう決断をするかわかりませんが、とにかく決断は町長にだけありますから、町長の権限ですから、これはね。議決案件でもありませんしね。それらをよく考えて決定をしていただきたいなというふうに考えますので、きょうはこの辺で私は会議を閉めていいのではないかなというふうに、答弁は結構です。

○委員長（山内孝樹君） ほかにございせんか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、防災対策庁舎の解体決定以後の経過についての質疑を終わります。

お諮りいたします。次回の特別委員会の開催は、議長、正副委員長に一任いただきしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内孝樹君） ご異議なしと認めます。よって、次回の会議は、そのように取り進めることといたします。

以上で本日の会議を終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内孝樹君） ご異議なしと認めます。以上で東日本大震災対策特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 3 時 5 7 分 閉会